

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 24 日現在

機関番号：23102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380163

研究課題名(和文) 民主政治における非選出部門の役割：韓国憲法裁判所に対する司法制度論的分析

研究課題名(英文) Judicial Politics in the Constitutional Court of Korea

研究代表者

浅羽 祐樹 (ASABA, YUKI)

新潟県立大学・国際地域学部・教授

研究者番号：70403912

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：国民が相対多数制で選出した国会で多数決で成立した法律を、国民が選出したわけでもない司法が違憲・無効にするのは、民主主義に背馳するように映るが、韓国の場合、新興民主主義国家の定着に貢献した。憲法裁判所は法律の違憲審査において、時系列比較でも多国間比較でも、司法積極主義に立つが、大統領や国会との関係において独立性が保障されているからである。とはいえ、無条件で違憲にしているのではなく、その時々統合政府/分割政府、各裁判官の選出主体、法律制定時の賛否状況によって左右されるなど、憲法裁判所(裁判官)も選出部門との戦略的相互作用において合憲/違憲を選択しているのである。

研究成果の概要(英文)：Although it seemingly runs counter to the principle of democracy that a bill passed in the legislature by majority vote is declared unconstitutional and void by the court neither elected by nor accountable to the people, it can be conducive to the consolidation of a nascent democracy as is the case with Korea. The Constitutional Court of Korea (CCK) is quite active in judicial review by inter-temporal and cross-national comparisons, which is made possible by the institutional settings in which the non-elected branch of the government is relatively independent from other branches such as the President and the National Assembly. As another strategic player, both CCK as a whole and 9 justices each choose to make a particular bill (un)constitutional by taking into consideration whether it is unified/divided government at the time of each judicial review, by whom each justice was selected, and who proposed and approved the bill in the legislature.

研究分野：政治学

キーワード：憲法裁判所 司法制度論 比較執政制度論 非選出機関 現代韓国政治

1. 研究開始当初の背景

本研究の理論的起点は、第1に、司法制度論の観点から比較執政制度論を補完する。比較執政制度論は、執政・議会間の憲法権限と選挙制度による選好配置に注目することで、政策が「現状点」から変更されるかを分析してきたが、司法府や選挙管理委員会という非選出部門と選出部門との関係を対象にしていなかった。その両者を接合させ、非選出部門の権限や独立性のヴァリエーションの原因やその政治的帰結について分析すると同時に、非選出部門も組み込んだときの執政の強さや政策変更について解明する。

第2に、民主化や新興民主主義体制に関する比較研究である。民主化・改憲時に、非選出部門がどのように制度デザインされるかについて、利害関係者の勢力が均衡しているとして、定礎選挙で負けた将来に対する「保険」として、選出部門から独立した権限の大きい憲法裁判所や選挙管理委員会の成立に同意する。また、強い非選出部門があれば、選出部門の過剰は牽制され、選出部門間の対立も調整・解決されるため、新興民主主義体制の定着に貢献する。憲法裁判所に関する分析は、政治的帰結(制度的均衡)をもたらす独立変数としても、制度それ自体の生成・持続・変化のダイナミズム(均衡制度)として従属変数としても、新制度論の理論的發展にも寄与する。

第3に、現代韓国政治研究である。憲法裁判所は盧武鉉政権期における大統領に対する国会の弾劾訴追審判や首都移転法案の違憲判決以降、内政における拒否点であることが明らかになったが、司法制度論からの研究は皆無である。さらに、日韓請求権協定について「不作為」違憲判決を出し、大統領の対日政策を制約するなど、外交においても看過できない存在感を示している。

2. 研究の目的

第1に、憲法裁判所の独立性や権限について明らかにする。大統領や国会など選出部門との関係や大法院(最高裁)や選挙管理委員会など他の選出部門との関係に注目し、多国間比較や韓国憲政史における他の時期との時系列比較に用いることができるように共通の指標で操作化する。特に、裁判官の構成や選出については、どのような経歴を有する誰が誰によって選出されるのかに注目する。

第2に、選出部門との関係である。韓国では大統領も法案を提出できるが、国会の多数派が可決した法律に対して、憲法裁判所は違憲審査を積極的に行っているが、その時々々の政治状況とともに整理する。執政と議会という選出部門間の憲法権限が分散していて、かつ、それぞれの党派的構成が異なる場合、つまり大統領制における分割政府の方が、司法積極主義が見られやすいというが、法案や時期ごとに検証する。

第3に、独立変数として、憲法裁判所の強さを加味することで、執政や議会との相互作用の中で、政策が「現状点」から変更されるのに関する分析をより精緻化させる。大統領アジェンダなど政策パフォーマンスを左右する拒否点として憲法裁判所を位置付けるというわけである。

第4に、従属変数として位置付け、制度の生成・持続・変化のダイナミズムを分析する。韓国の憲法裁判所は、「第3の波」で民主化し憲法裁判所を導入した諸国と比較しても、独立性が高く権限も大きいだが、そもそも、なぜ、こうした強い憲法裁判所が制度設計されたのかについて、1987年憲法への改正過程から明らかにする。

3. 研究の方法

第1に、民主化・1987年憲法への改正にお

いて、独立性が高く、権限の大きい韓国の憲法裁判所が成立した制度選択の歴史過程について、分析的に叙述する。主要アクターが体制移行後の権力掌握に対する不確実性を共有していると強い憲法裁判所を設計するというが、権威主義体制の後継候補だった盧泰愚と野党指導者だった金泳三と金大中の認識や交渉について、再現する。

第2に、1988年の設置以降、任期6年、9名で構成される歴代の憲法裁判所における全ての裁判官について、選出主体（大統領・国会・大法院長）ごとにどういう経歴を有する人物を選出するのか、確認する。

第3に、憲法裁判所の司法積極主義の程度と時期ごとの執政・議会間の党派構成の因果関係を解明する。憲法裁判所の強さは、同一憲法下では同じ独立性や権限配分だけでなく、同一憲法下でも異なるそのときどきの執政と議会の間での党派構成によって規定され、強ければ強いほど、司法積極主義になると想定される。

第4に、憲法裁判所の違憲審査一つひとつにおける個々の裁判官の意見とその裁判官の構成の因果関係を解明する。韓国では、国会だけでなく大統領も法案を提出することができるが、たとえば、大統領選出の裁判官は違憲審査に付された大統領提出法案に対して違憲判断を下さない傾向が見られるのかなど、選出主体や法案提出主体ごとに有意な差があるのかについて、確認する。そうすることで、非選出部門である憲法裁判所は選出部門との関係において政治性を帯びた存在なのかどうか、明らかにすることができる。

4. 研究成果

韓国において民主化・改憲時に新設された憲法裁判所は、法律の違憲審査と憲法訴訟の両方を合わせると、約28年間で555件の違憲決定を下すなど、司法積極主義に立ってい

る。9名の裁判官は大統領・国会・大法院長が3名ずつ選出するが、選出部門とは任期が異なるため、選出時期が集中することがある。盧武鉉大統領はその一人で、自らに対する弾劾訴追審判や首都移転法の違憲審査において、好意的な個別意見を書いた裁判官を長官に任命したが、野党多数の国会で同意が得られなかった。このように、選出主体、統合政府/分割政府、法廷意見/個別意見は連関して、憲法裁判所（裁判官）は戦略的相互作用の中で合憲/違憲を選択している。

本研究は、韓国の憲法裁判所について、司法制度論の研究成果を活用し、多国間比較と時系列比較の中からはじめて位置付けることで、執政・議会間の憲法権限と選挙制度による選好配置によって定まる政策決定過程を解明する上で、非選出部門の役割を看過してきた比較執政制度論を補完した。

また、憲法裁判所が内政だけでなく外交においても時に拒否点として機能することで政策決定過程を左右していることを明らかにした。

さらに、憲法典だけでなく選挙制度など基幹的政治制度、すなわち「憲法体制」の変化において、憲法典にも憲法裁判所法という法律にも規定されていない「変形決定」という憲法裁判制度が重要な役割を果たしていることも明らかにした。特に、1票の格差是正など選出部門の利害がかかった公職選挙法の違憲審査において、その傾向が顕著である。つまり、民主政治における非選出部門の役割を十全に解明するためには、議会と司法との間の立法ゲームに有権者を組み入れる必要があるということである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

浅羽祐樹「日本における韓国政治外交研究の『現住所』：研究動向のサーベイと大学

院教育のあり方に関する試論』『現代韓国朝鮮研究』査読無, 14, 2014, 31-43

〔学会発表〕(計5件)

浅羽祐樹「韓国における1987年憲法の持続と憲法体制の変化」日本政治学会2015年度研究大会, 千葉大学(千葉県・千葉市), 2015年10月10日

浅羽祐樹「韓国総選挙における1人2票制の導入と候補者選出方法の変化」日本比較政治学会第18回大会, 上智大学(東京都・千代田区), 2015年6月27日

浅羽祐樹「日本海をこえる日韓関係: 『不通』から『普通』へ」現代韓国朝鮮学会第15回大会(招待講演), 新潟国際情報大学(新潟県・新潟市), 2014年11月9日

浅羽祐樹「『安倍政権の右傾化』が問題なのか: 国際的構造変化に関する日韓間の認識ギャップと日韓関係の現在【韓国語】」嶺南大学校独島研究所2014年度学術大会(招待講演), 嶺南大学校(慶尚北道慶山市(韓国)), 2014年4月18日

浅羽祐樹「星座としての国際文化学: 星か、星々か、星座か、大空か、語り部か」日本国際文化学会第12回全国大会(招待講演), 龍谷大学(京都府・京都市), 2013年7月7日

〔図書〕(計12件)

李元徳・木宮正史編『韓日関係史 1965～2015(第1巻 政治)【韓国語】』歴史空間, 2015, 290-317.

木宮正史・李元徳編『日韓関係史 1965～2015(第1巻 政治)』東京大学出版会, 2015, 245-271.

Takashi Inoguchi ed., *Japanese and Korean Politics: Alone and Apart from Each Other*, Palgrave Macmillan, 2015, 173-191.

猪口孝監修『日本と韓国: 互いに敬遠しあう関係』原書房, 2015, 213-232.

康元澤・浅羽祐樹・高選圭編『日韓政治制度比較』慶應義塾大学出版会, 2015, 1-12.

康元澤・浅羽祐樹・高選圭編『日韓政治制度比較』慶應義塾大学出版会, 2015, 43-79.

山本吉宣・黒田俊郎編『国際地域学の展開: 国際社会・地域・国家を総合的にとらえる』明石書店, 2015, 162-175.

浅羽祐樹『韓国化する日本、日本化する韓国』講談社, 2015.

猪口孝・袴田茂樹・鈴木隆・浅羽祐樹編『環日本海国際政治経済論』ミネルヴァ書房, 2013, 63-82.

松原孝俊編『九州大学発韓国学の展望: 東アジア共通課題解決にチャレンジする』花書院, 2013, 1-14.

大賀哲編『北東アジアの市民社会: 投企と紐帯』国際書院, 2013, 83-99.

Yuko Kasuya ed., *Presidents, Assemblies and Policy-making in Asia*, Palgrave Macmillan, 2013, 40-58.

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

浅羽 祐樹 (ASABA, Yuki)
新潟県立大学・国際地域学部・教授
研究者番号: 70403912

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし